

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

2017年 1月 日

殿

さいたま市南区根岸3-8-14

NPO法人ともに生きる会

代表理事 杉浦眞由美

契約期間	期間の定めなし、 <u>期間の定めあり</u> （採用の日から～1年間）更新あり
就業の場所	さんご1号館、さんご2号館、さんご3号館
従事すべき業務の内容	グループホーム及び短期入所利用者の生活支援及びそれに付随する全ての業務
始業、就業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間外労働の有無	<p>1 始業・就業の時刻等</p> <p>(1) 始業（ 時 分）～ 終業（ 時 分）</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】</p> <p>① 変形労働時間制等；変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>┌ 遅番；始業（15時30分） 終業（22時00分）</p> <p>└ 夜勤；始業（22時00分） 終業（翌6時00分）</p> <p>引き継ぎのために21時30分出勤翌6時30分終業</p> <p>— 早番；始業（6時00分） 終業（10時00分）</p> <p>*入居者の病気、会議、研修、行事などのために日中勤務を命じることがある。</p> <p>(2) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム（始業）時分から時分、 （終業）時分から時分、コアタイム 時分から時分） 事業場外みなし労働時間制；始業（時分）～終業（時分）</p> <p>③ 裁量労働制；(1)の勤務体制を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>④ 休憩時間；①日中勤務(9時～17時)に於ける休憩時間は6時間以上勤務につき45分(無給)。</p> <p>②遅番、早番については原則として食事時間を休憩時間とする。 但し利用者の食事支援などを伴うため有給とする。</p> <p>③夜勤時の休憩時間は原則として3時の見回り終了後6時までの間の2時間前後とするが利用者の状況により適宜合計2時間前後の休憩をとること(有給)。</p> <p>2 所定時間外労働の有無（<u>有</u>）， 無）</p>
休日	<ul style="list-style-type: none">・ 定例日；毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（夏季冬期休業）・ 非定例日；週当たり（ 1日以上 ）・ 1年単位の変形労働時間制の場合 — 年間（ ）日

<p>休 暇</p>	<p>1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月後付与(法令による)。 雇入れの日から継続勤務6か月以内の年次有給休暇(無) *有給は事業者が日にちを指定して行うことがある。</p> <p>2 その他の休暇 有給(慶弔休暇、) 無給(産休、育児休業、生理休暇、介護休暇等)</p>
<p>賃 金</p>	<p>1 基本給 イ 時給 850円</p> <p>2 諸手当の額及び計算方法 イ(夜勤手当 3,000円/計算方法: 一律) ロ(夜間早朝手当 25%増し/17時~22時、6時~9時) ハ(時間外手当 25%増し/連続して休憩を除き8時間を超えた勤務) ニ(休日出勤手当 35%増し/連続7日目の勤務、 ホ(精勤手当 7月、12月に支給。利用者への処遇時間(17時~翌9時)に対して行政からの処遇改善費を分配</p> <p>3 賃金締切日() 一毎月20日、勤務表提出</p> <p>4 賃金支払日() 一毎月末日、末日土、日、休日の時は直前の平日</p> <p>5 賃金の支払方法(銀行振込)</p> <p>6 労使協定に基づく賃金支払時の控除(朝食300円、夕食400円)</p> <p>7 昇給(有 時期未定)</p> <p>8 賞与(無)</p> <p>9 退職金(無)</p>
<p>退 職</p>	<p>1 定年制(有(65歳) , 無)再雇用有</p> <p>2 自己都合退職の手続(退職日の 30日前までに届け出ること)</p> <p>3 解雇の事由及び手続</p> <p>{ }</p>
<p>そ の 他</p>	<p>・社会保険の加入状況(健康保険 厚生年金) その他()</p> <p>・雇用保険の適用(有)</p> <p>・その他</p> <p>{ }</p>